



薬食監麻発 1225 第 4 号
平成 26 年 1 2 月 2 5 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
（公 印 省 略）

麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約及び国際連合経済社会理事会決議に基づく原料物質の輸出手続について

標記については、平成 13 年 2 月 19 日付け医薬監麻発第 113 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約及び国際連合経済社会理事会決議に基づく原料物質の輸出手続について」により実施してきたところですが、その手続の一部を改正し「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」（以下「麻薬新条約」という。）付表 I に掲げる物質に該当する特定麻薬向精神薬原料及び覚せい剤原料の輸出手続については、今後下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、関係者に対する指導方御配慮願います。

なお、この通知の実施に伴い、平成 13 年 2 月 19 日付け医薬監麻発第 113 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知を廃止します。

記

1 麻薬新条約付表 I に掲げる物質

別紙 1 「麻薬新条約付表 I 一覧」のとおり

2 特定麻薬向精神薬原料の輸出の届出

麻薬及び向精神薬取締法第 50 条の 30 第 1 項の規定に基づく輸出の届出を行う麻薬等原料輸出業者及び同法第 50 条の 32 の規定に基づき特定麻薬向精神薬原料の輸出の届出を行う者（以下「麻薬等原料輸出業者等」という。）は、当該届出書が、その麻薬等原料営業所の所在地（同法第 50 条の 32 の規定に基づく届出にあっては届出

者の住所地)を管轄する地方厚生(支)局麻薬取締部(以下「麻薬取締部」という。)に、輸出の期間初日の10勤務日前までに到着するよう行うこと。

3 特定麻薬向精神薬原料の輸出の届出又は覚せい剤取締法第30条の6第2項の規定に基づく覚せい剤取締法別表第1号、第6号、第7号、第8号に掲げる物、若しくは覚せい剤原料を指定する政令第2号に掲げる物(以下「エフェドリン等」という。)の輸出許可申請の際の添付資料

- (1) 麻薬等原料輸出業者等は、麻薬及び向精神薬取締法第50条の30第1項又は同法第50条の32の規定に基づく輸出の届出に当たっては、当該届出書とともに、別紙2に所定の事項を記載したものを併せて提出すること。
- (2) 覚せい剤原料輸出業者は、覚せい剤取締法第30条の6第2項の規定に基づくエフェドリン等の輸出許可の申請に当たっては、当該輸出許可申請書とともに、別紙2に所定の事項を記載したものを併せて提出すること。

4 輸入国政府への事前通知

- (1) 特定麻薬向精神薬原料の輸出の届出又はエフェドリン等の輸出許可の申請を受理した麻薬取締部は、輸入国政府の権限ある当局に対し、別紙2の内容について事前通知を行い、当該輸出に疑義等がある場合には、通知日から7日以内に厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課(以下「当課」という。)あて連絡するよう要請すること。
- (2) 都道府県から意見を添えてエフェドリン等の輸出許可申請書の進達を受けた麻薬取締部は、上記(1)と同様に輸入国政府の権限ある当局へ事前通知を行うこと。
- (3) 覚せい剤原料の輸出期間は、許可日から起算して7日を経過した日から4か月の間とすること。

5 その他

事前通知に関する各麻薬取締部における事務手続の詳細については、別途当課麻薬係より各麻薬取締部あて事務連絡を行う。

別紙 1

麻薬新条約付表 I 一覧

	付表 I に掲げる物質名	国内法上の指定の種類
1	無水酢酸	特定麻薬向精神薬原料 (麻向法施行令第 1 条第 8 号)
2	フェニルアセトアセトニトリル	覚せい剤原料 (覚取法別表第 7 号)
3	N-アセチルアントラニル酸	特定麻薬向精神薬原料 (麻向法施行令第 1 条第 1 号)
4	エフェドリン	覚せい剤原料 (覚取法別表第 1 号)
5	エルゴメトリン	特定麻薬向精神薬原料 (麻向法施行令第 1 条第 4 号)
6	エルゴタミン	特定麻薬向精神薬原料 (麻向法施行令第 1 条第 3 号)
7	イソサフロール	特定麻薬向精神薬原料 (麻向法施行令第 1 条第 2 号)
8	リゼルギン酸	特定麻薬向精神薬原料 (麻向法施行令第 1 条第 10 号)
9	3・4-メチレンジオキシフェニル-2-プロパノン	特定麻薬向精神薬原料 (麻向法施行令第 1 条第 9 号)
10	ノルエフェドリン	覚せい剤原料 (覚原指定令第 2 号)
11	1-フェニル-2-プロパノン (フェニルアセトン)	覚せい剤原料 (覚取法別表第 8 号)
12	ピペロナール	特定麻薬向精神薬原料 (麻向法施行令第 1 条第 7 号)
13	過マンガン酸カリウム	特定麻薬向精神薬原料 (麻向法施行令第 1 条第 5 号)
14	プソイドエフェドリン	覚せい剤原料 (覚取法別表第 1 号)
15	サフロール	特定麻薬向精神薬原料 (麻向法施行令第 1 条第 6 号)
16	フェニル酢酸	覚せい剤原料 (覚取法別表第 6 号)

(平成 26 年 12 月現在)

麻向法施行令：麻薬及び向精神薬取締法施行令

覚取法：覚せい剤取締法

覚原指定令：覚せい剤原料を指定する政令

別紙 2

1. Exporter (1) Name: (2) Address:
2. Importer (1) Name: (2) Address:
3. Consignee (when available) (1) Name: (2) Address:
4. Name and Quantity of the substance
5. Expected port of entry
6. Expected port of dispatch

(注意)

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2. 英文で枠内を記入すること。